

# 特集にあたって

国の新しい環境基本計画が平成12年12月発表されたが、そこでは環境政策として「地域づくりにおける取組の推進」が明確に打ち出された。特に分野横断的に関わってくる地域における「環境配慮指針」の策定などが、これから大きな課題となってこよう。ECPR第4号は特集を「地域における環境政策」と題し、循環型社会形成のポイント、地球温暖化問題への視点、地域環境政策の方向性、環境ISOの役割など地域の環境政策に関するトピックを選んで議論を展開した。

\* \* \*

まず巻頭論文を「循環型社会の形成に向けて」として、立川涼所長（愛媛県環境創造センター）に執筆をお願いした。限界にきた大量生産・消費・廃棄社会を脱却し循環型社会を構築するため、人間の生き方の問い合わせを含むいくつかの条件を示し、特に一層の拡大生産者責任の確立やデポジット制の拡充等、環境負荷発生要素の内部化が必要となる。現行の循環型社会形成推進基本法はその制定意義を認めつつもいわば『廃棄物』循環法として限界を抱え、真に求められるものとして水・エネルギー・食糧等を含んだ生物圏を包括するシステム的アプローチをあげる。そのような循環型社会の形成をパッケージで推進しうるところとして、市町村など住民参加を含んだ地方自治体の場をあげ、地域での工夫と試みにおいてこそ有効性が發揮されることを展望する。

COP7を経て京都議定書が最終合意されたが、西條辰義教授（大阪大学社会経済研究所）には「地球温暖化と京都議定書」の執筆をいただいた。地球温暖化問題の本質とその防止対策に関する経済理論の視点からの分析である。日本の対策は、温暖化対策推進大綱にみられるように、産業向けを中心とした資源配分上のロスを伴いがちなコマンド・アンド・コントロール型の政策となる可能性が大きく、それを避けるためグローバルにみて削減コスト最小化に繋がる京都メカニズムの積極的活用を図り、国内における上流型の排出権取引制度の導入を訴える。また、COPでの交渉プロセスを振り返り、京都議定書を巡る各国の戦略を位置づけるなか、我が国に対しても温暖化問題の本質に基づく積極的な対外交渉戦略の構築を求める。

杉原弘恭氏（日本政策投資銀行地域政策研究センター）からは、「地域における環境政策の方向性～地方分権と地球温暖化がもたらすもの～」と題した寄稿をいただいた。地方分権の進展は、土地利用計画等における権限委譲などにみられるように環境政策がもともと求める分野横断的な政策遂行を可能にする契機となり、地球温暖化に関しては、排出削減証書取引や吸収手段としての森林等の活用など地域での対応が強く求められ

ことになる。政策判断のポイントとして、地域からみて開放系(企業活動、運輸等)と閉鎖系(森林・水源等)の課題を峻別し、各々に相応しい対策が必要となる。地域の環境生態資源の与える可能性と制約性を前提に、地域が期待する事業の適性を判断する地域マネジメントシステムが、これからの地域環境政策の基礎を与えるものとして提案される。

環境コンサルタントの守谷和久氏(有限会社えひめ環境会議所代表)には、「ISO14000sを活用した地域環境づくり」と題し、実践家の視点から環境ISOの意義について執筆をお願いした。環境ISOとは何か、その特徴について簡明に解説される。認証取得した自治体、国立大学、民間事業者の事例紹介を踏まえ、企業・自治体等組織形態を問わない「経営」への環境保全概念の組み入れ、外部コミュニケーションの確保など環境ISOならではの意義が示される。環境と共生した地域づくりのために、中小事業者支援の「環境ISOネットワークの形成」、積極的な「地方自治体による環境ISO認証取得」、「地域活動一般への環境ISO理念の導入」の3つの提案がなされる。

本号ではこのほか、当センターにおける最近の調査研究活動を報告するものとして、「愛媛県内におけるグリーンツーリズムの展開の現状と課題」(黒河研究員)および「ワークショップ～大きな流れとなりつつある住民参加型事業手法とは～」(三好研究員)を掲載した。グリーンツーリズムは、農山漁村の活性化を都市との交流を通じて計るものとして注目されているが、愛媛県の現状に照らし、その発展に向けての課題と具体的な農家民宿等整備のポイントを前者のリポートにまとめた。後者では、住民との協働を目指すワークショップの本質は何か、有効に機能させるための設計上の留意点、運営手法のいくつかが紹介される。またECPR第2号につづき、市町村合併関連情報をアップデートするものとして「市町村合併に伴う一般行政職員数の変化に係る試算結果」(俊野主任研究員)および参考情報として「四国における市町村合併パターン～4県市町村合併推進要綱から～」を掲載した。

\*

\*

\*

以上、地域における環境政策の展開に資するべく、いくつかの視点を提供したものである。そもそも環境政策でカバーすべき範囲は広く、循環型社会形成に関しても個別分野ごとの検討など、紙面の制約から取り上げられなかった問題が多いことを断りたい。本号がこれからの地域における環境政策の進展にとって一助となれば幸いである。

(編集責任者:茂木 愛一郎)